

# JK版史料纂集を使った How to 文献調査

『Web版史料纂集』は、オンライン辞書・事典サイト「ジャパンナレッジ」の電子書籍プラットフォームJKBooksにて配信中の史料データベースです。2026年1月に第4期「古文書編」が配信開始されました。

このリーフレットでは、2025年11月11日に図書館総合展で開催された、JKBooks「Web版史料纂集 第4期」2026年リリース記念トークイベント「『ジャパンナレッジ版史料纂集・群書類従』が拓く史料学—紙とデジタルの交差点—」の内容の一部をご紹介します。

トークイベントの  
アーカイブ動画  
公開中！▶



## ◆日本古代史の研究の進め方

『ジャパンナレッジ版史料纂集』の使い方の一例を、利用者の視点から紹介いたします。今回取り上げる内容は日本古代史の研究に関わるものになっておりますが、他分野の研究や図書館のレファレンスにおいても活用できるものであるかと思えます。

最初に、古代史の研究環境について簡単に説明いたします。古代史の研究において必要とされる史料として代表的なものを挙げると、法律書である「律令」や『日本書紀』や『続日本紀』といった奈良時代・平安時代に作成された6つの国史である六国史、平安時代の貴族の日記である古記録などがあります。

これらの史料を精読し、研究に利用していくのが基本ですが、古代史の場合、他の時代と比べて史料数が少ないといった現状があります。そこで新しい素材を探す作業の一つに、後世の史料から古代の記述を探し出す、ということがあります。これらは逸文と呼ばれます。わかりやすくいうと、例えば、平安時代に書かれたと思われる史料が、災害や戦乱により現在は失われているが、室町時代までは恐らく残っていて、室町時代の史料の中で言及されている。その室町時代の史料を読むことで、平安時代に関することがわかる…ということです。普段は自分が研究する時代の史料を見ることが多いですが、そういった逸文がある可能性があるため、自分が研究する時代より後の時代の史料を見ることがあります。

今回はこの作業の助けとなるような『ジャパンナレッジ版史料纂集』の使い方を二つご紹介します。

### ◆調査法① 史料名で探す

最初にご紹介するのは、史料名で探す、という方法です。先ほどご説明したように、歴史史料のなかには、

その史料が書かれる以前の書物や文書を引用しているケースがあります。引用のされ方には様々な形式が存在しますが、その中の一つに史料名を記して引用する、という場合があります。今回はその史料名を頼りに、ジャパンナレッジで検索をかけて、調査してみたいと思います。

#### ◇調査の前に——下調べが肝心

事例の一つとして律令の条文を探してみたいと思います。律令とは古代の法律書で、条文とは法律などを箇条書きにした文です。

律は現代の刑法、令はその他の内容、現在でいうと民法や行政法を規定したものです。調査の前提として律令はいくつかの編目で構成されています。例えば、考課令という編目があります。これは現代において公務員の人事評価がなされるように、古代の官人の勤務評定に関する規定が含まれた編目です。このような情報は調査の事前準備として知っておく必要があります。

ジャパンナレッジでは『国史大辞典』といった辞書類が提供されており、このような事典であらかじめ基礎的な知識を得ることができますので、事前準備に活用できると思います。『国史大辞典』を見てみると、考課令がどのような編目であるか、どのような語彙が登場するかなど、基本的な知識を知ることができます。

また、律などは一部の条文が伝わっている他は、原史料は失われていますが、他の史料から推測・復元するという作業が行われており、現在では多くの条文が復元されています。ただ、中には復元する文字などで議論が続いているものもあるため、その復元根拠となる史料を探すことがあります。このような作業をジャパンナレッジの検索によって効率化できると考えています。



## ◆戦国時代の日記に引用される古代の史料

古代の土地の売買について研究したいが、基本史料の調査はひとまず終えたので、後世の史料に調査範囲を広げてみたいと思っていますと仮定します。

すでに刊行されている『ジャパンナレッジ版史料纂集』古記録編（平安時代から戦国時代までの古記録が検索可能）で、「田令」という単語で検索してみます。田令とは、令（現代でいうと民法・行政法）のなかで、田地の面積の単位や班給（国が人々に田地などを分け与えること）の手続きなどを規定する編目です。

検索してみると18件ヒットした結果がでます。

絞り込み： 検索コンテンツ ×

18件 ← ヒット数

スニペ

- 三箇院家抄 2 90ページ  
郎・弥四郎・次郎四郎・杉若沙汰人也、一御米田之内三反塔森山、年隠田令札明知行之、春日二石六斗四合六名四斗三升四合出之、
- 北野社家日記 2 84ページ (延徳2年(1490)4月26日)  
坊号可注進由、大館（視綱）治部大輔方被申由在之間、注進也、并津田令檢注之処、悉皆六十八本在之云々、此内松・桜・梅、此
- 守光公記 2 151ページ (永正14年(1517)4月28日)**  
廿八日、自両局到来、経フレテ 田畠宅地売買事 田令云、売買宅地然後聴之、義解云、有舍宅地也、田園皆同、此文経公儀而後令
- 守光公記 2 151ページ [標出]  
押小路師象勘文 田令 義解 戸婚律 公私田 疏 押小路師象書状
- 守光公記 2 152ページ (永正14年(1517)4月28日)  
師象恐惶謹言、四月廿八日師象上人々御中 公領并朝恩地売買人制止儀者、田令文経所部官司申牒然後聴之云々、又至追加法度者

【図1】『ジャパンナレッジ版史料纂集』、検索語「田令」の検索結果

【図1】の赤い丸で囲った部分が今回の検索でヒットした件数になります。また中央から下部にかけて、該当する文字を含んだ史料と記事が表示されています。今回は赤い四角で囲った『守光公記』の記事を取り上げたいと思います。

『守光公記』は戦国時代の公卿である広橋守光の日記です。日記（古記録）とはいうものの、これは現代で私達がその日に起こったことを書き連ねるといったよりは、子孫への伝達という意味があります。

押小路師象書  
戸婚律  
公私田  
疏

田令  
義解

押小路師象勘文

(5才)

廿四日、布施右衛門大夫以使者申云、可進雜掌於松田對馬方由申云、則遣処、公領 朝恩之地沽事、先度所注申可然、但尙懸云賣人云買人御法事、懇可注申由申兩局云、則申遣者也、  
廿六日、以兩人使者催促、  
廿八日、自兩局到来、  
田畠宅地賣買事  
田令云、賣買宅地皆經所部官司申牒、然後聴之、義解云、有舍宅地也、田園皆同、此文經公儀而後令賣買之輩不預罪科之沙汰、  
之田稱爲已地与人者得此坐、  
此文不經公儀妄令賣買之輩、尤可被禁制狀、  
大外記中原師象上

守光公記第二 永正十四年四月 一五二

© YAGISHOTEN

【図2】『ジャパンナレッジ版史料纂集』  
『守光公記』永正14年（1517）4月28日条

ここでは永正14年（1517）4月28日の記事がヒットしました。日付（廿八日）の下に、「自両局到来」とあります。両局（2つの役所）から文書が届いたという意味で、役所とはここでは外記と弁官を指します。その次に「田畠宅地売買事」からはじまる文書が引用されています。届いた文書というのは土地の売買に関する調査報告書です。

では実際に内容を見ていきます。【図2】の赤枠の部分に「田令云」とありますので、これは報告書内で田令の条文が引用された部分になります。ここには「宅地、売り買わんことは、皆所部の官司に経れて、申牒して然る後にこれを聴せ」とあります。「宅地を売買する時には、所部の官司（管轄する役所）を経て、申牒（申請）してから、許せ」と田令に規定されています、といった意味合いです。なお、史料にカタカナで書かれた部分がありますが、これは史料に書かれている読み仮名や送り仮名です。

次にこの条文について、他の本などで調べてみます。そうすると今回の条文は養老田令17宅地条と一致することがわかります。

また田令を引用したのちに、義解云とありますが、これは令の公定注釈書である『令義解』を引用しています。



本記事は、紀伊国屋書店  
法人外商向け情報発信サイト  
「教育と研究の未来」でも  
公開中！



詳細はこちら▶

さらにみると、この調査報告書では、田令だけではなく、戸婚律も引用されています（【図2】青枠部分）。戸婚律は戸口や婚姻に関する刑罰法です。戸婚律は土地の売買には一見無関係なように思えますが、守光公記の記述を見ると、他人の土地を侵奪することを罰する規定があります。調べてみると、戸婚律のこの条文はすでに先行研究で復元されていますが、『守光公記』の記述が、新しい根拠として追加できる可能性があります。

### ◆色々なデータベースで追加調査

今回取り上げた『守光公記』は『ジャパンナレッジ版史料纂集古記録編第3期』に収録されています。史料画像は、ジャパンナレッジ外のデータベースではありますが、国立歴史民俗博物館の館蔵資料画像データベースで閲覧することができます。

また今回とりあげた事例に関連して、刊本で使用されている史料名を検索してもなかなかヒットしない場合もあります。そのような時にはジャパンナレッジでも提供されている「国書データベース」を活用します。「国書データベース」で検索すると、調べた史料の別書名の項目があります。

例えば史料纂集にも収録されている、平安時代の貴族・藤原行成の日記である『権記』を国書データベースで調べてみますと、別書名として行成卿記・権之記・藤原行成記といった書名があります。そこに書かれている名称を検索することで、ヒットする場合があります。

ここまで史料名を検索して文章を探すという方法をご紹介してきましたが、検索して終わりではありません。注意点として検索で見つけた文章を再度検証する作業が必要です。頻用している史料や引用されている内容を詳細に検討することが重要です。つまり、実際に研究で活用できるか確認する作業が必須であるといえます。

以上、戦国時代の古記録から古代の田令と戸婚律の逸文を探ることができました。どちらの条文もすでに知られているものではありますが、戸婚律については新しい根拠として利用できる可能性があります。このように後の時代の史料を検索することで、専攻する時代の史料をみつけることができるかもしれません。

### ◆調査法② 年号で探す

次に紹介するのは、年号で検索する、という方法です。調査法①では、後世の史料がそれ以前の史料を引用する際に、史料名を記す場合があると述べましたが、そのほかに年号を記して引用する場合があります。したがって、検索する時に、知りたい時代の年号を入力

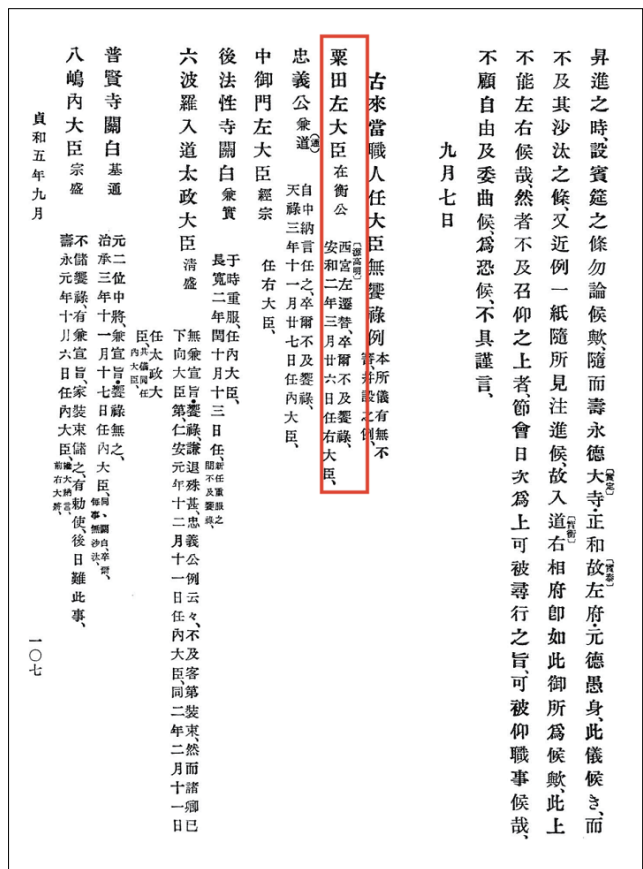
することで古い時代の情報を探することができる、ということになります。

### ◇「先例」として引用される古代の史料

今回は平安時代中期の史料を集めたいと仮定します。平安時代の中期はまとまった史料が少なく、その時代の史料を探すという試みです。

それでは具体的にみていきましょう。今回は『ジャパンナレッジ版史料纂集』で平安時代968～970年頃の年号である「安和」を検索します。検索すると23件記事がヒットしました。

ヒットした記事を確認すると、例えば南北朝時代の貴族である洞院公賢の日記の『園太暦』貞和5年(1349)9月7日条があります。



【図3】『ジャパンナレッジ版史料纂集』  
『園太暦』貞和5年(1349)9月7日条

「古来当職人任大臣無饗禄例」とありますので、当職(大納言)から大臣に任じられた人で、饗禄がなかった過去の事例という意味です。通常、大臣に任じられた際には盛大な饗宴を開きます(任大臣大饗)。また饗禄とは、「饗応して、参加者に与えられる禄物やそれを賜ること」という意味です。これらの事例の中に「粟田左大臣在衡公」の安和2年の事例が記されています(【図3】赤枠部分)。これは藤原在衡が大納言から右大臣に任じられた際の事例ですが、先例の一つとしてここに記されています。現代においても先例を重視する場面はたびたびありますが、前近代の人々もそ

れまでの事例を引用して、政務に備えていました。

前述のとおり、平安時代の中期はまとまった史料が少ないため、こうした後世の逸文も（今回の例では南北朝時代の古記録）当時をうかがい知ることができる貴重な史料です。

ここで、年号で検索することの利点をお話しします。年号で全文検索することで、知りたい時代の事例をより簡単に収集することが可能になります。またのちの時代の資料であっても、先例を多く引用する傾向がある史料を知ることができ、今後の調査に活用することができます。

#### ◇データベース検索は文献調査の第一歩

では、最後に今回の内容をまとめたいと思います。

『ジャパンナレッジ版史料纂集』で史料名や年号で全文検索することで、その史料や時代に関する新しい情報を得ることが可能になります。また『ジャパンナレッジ版史料纂集』の特徴として一括で複数の書目を検索できますので、作業の効率化につながります。

ただし、これらの作業を通じて得られた情報は、最終的には個別に追加調査・検討を行う必要があります。この作業を実施して、使える史料かどうかを判断します。

#### 【参考文献】

井上光貞ほか校注『律令〈日本思想大系3〉』（岩波書店、1976年）

#### 〔書き手〕

室伏 奏楽（むろふし そら）

東京大学大学院人文社会系研究科博士課程

\*本コラムは2025年11月の図書館総合展フォーラムで実施された講演の内容の一部を編集・抜粋して掲載したものです。



## ジャパンナレッジ版 史料纂集・群書類従 活用法

### ◎文献調査が変わる！研究者が極意を伝授 ジャパンナレッジ版『史料纂集』『群書類従』

2023年11月10日に図書館総合展で開催された、JKBooks『Web版史料纂集 第2期』のリリースを記念したトークイベントのアーカイブです。動画ではデータベースを実際に動かしながら、大学生がレポート作成に『Web版史料纂集』『Web版群書類従』を利用するための検索のコツを伝授します。

- 第1回 『史料纂集』・『群書類従』には何が書かれているのか
- 第2回 『Web版史料纂集』『Web版群書類従』の使い方とメリット
- 第3回 デジタル時代の古典文学研究のヒント集・前編
- 第4回 デジタル時代の古典文学研究のヒント集・後編



アーカイブ動画 ▲ 第1～4回記事 ▲

### ◎ジャパンナレッジ版史料纂集・群書類従を 使った時代考証のススメ

2024年11月21日に図書館総合展で開催された、JKBooks『Web版史料纂集 第3期』のリリースを記念したトークイベントのアーカイブです。動画では図書館レファレンスや研究・教育現場での活用を念頭に、大河ドラマの時代考証という社会に広くかかわる利用例と、若手研究者による日々の利用の実例についてご紹介します。

- 第1回 辞書にない言葉をどう調べるか・前編
- 第2回 辞書にない言葉をどう調べるか・後編
- 第3回 JK版史料纂集・群書類従を使った時代考証のススメ・前編
- 第4回 JK版史料纂集・群書類従を使った時代考証のススメ・中編
- 第5回 JK版史料纂集・群書類従を使った時代考証のススメ・後編



アーカイブ動画 ▲ 第1～5回記事 ▲

NEW

第4期  
古文書編  
—2026年1月 配信開始予定—

※「史料纂集 古文書編」の既刊®全冊を収録  
※ 文書名・差出・列所での絞り込み検索機能を搭載

※2025年9月発売

**JK版史料纂集 第4期**  
**2026年1月から配信開始！**  
**無料トライアル受付中！**

詳細はこちら▶

